井手町立地適正化計画
届出の手引き

住宅や各種施設を建築する際には

立地適正化計画による事前の届出が必要です！

2026 年 11月

井手町

１．井手町立地適正化計画に係る届出について

立地適正化計画の策定に伴い、令和 8 年（2026）年 11 月より計画対象区域である都市計画区域内での一定の行為（下記の表参照）を行う場合には、着手の 30 日前までに井手町長への届出が必要となります。（なお、令和 8 年（2026）年 12 月 1 日以降に着手するものを対象とします。）

※開発許可申請及び建築確認申請等に係る協議を行うまでに届出してください。

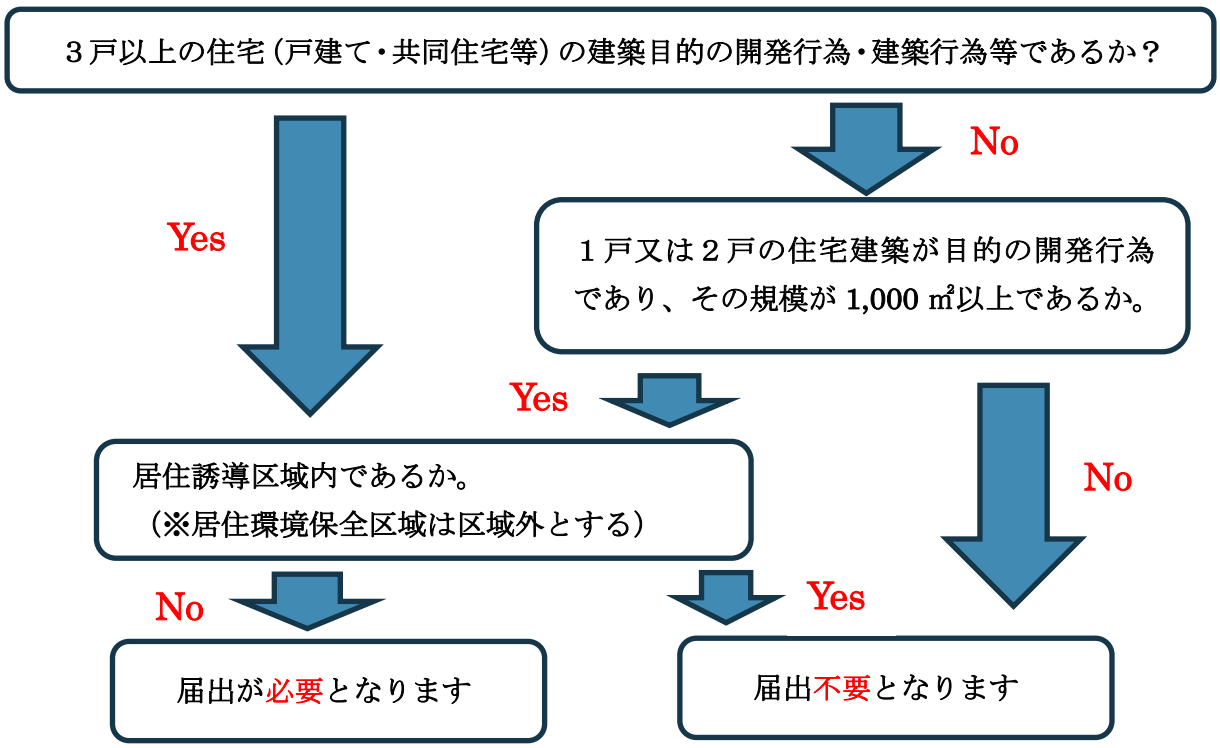
なお、届出をしない又は虚偽の届出をした場合については、都市再生特別措置法第 130 条に基づく罰則規定がございます。

表 届出の対象となる行為

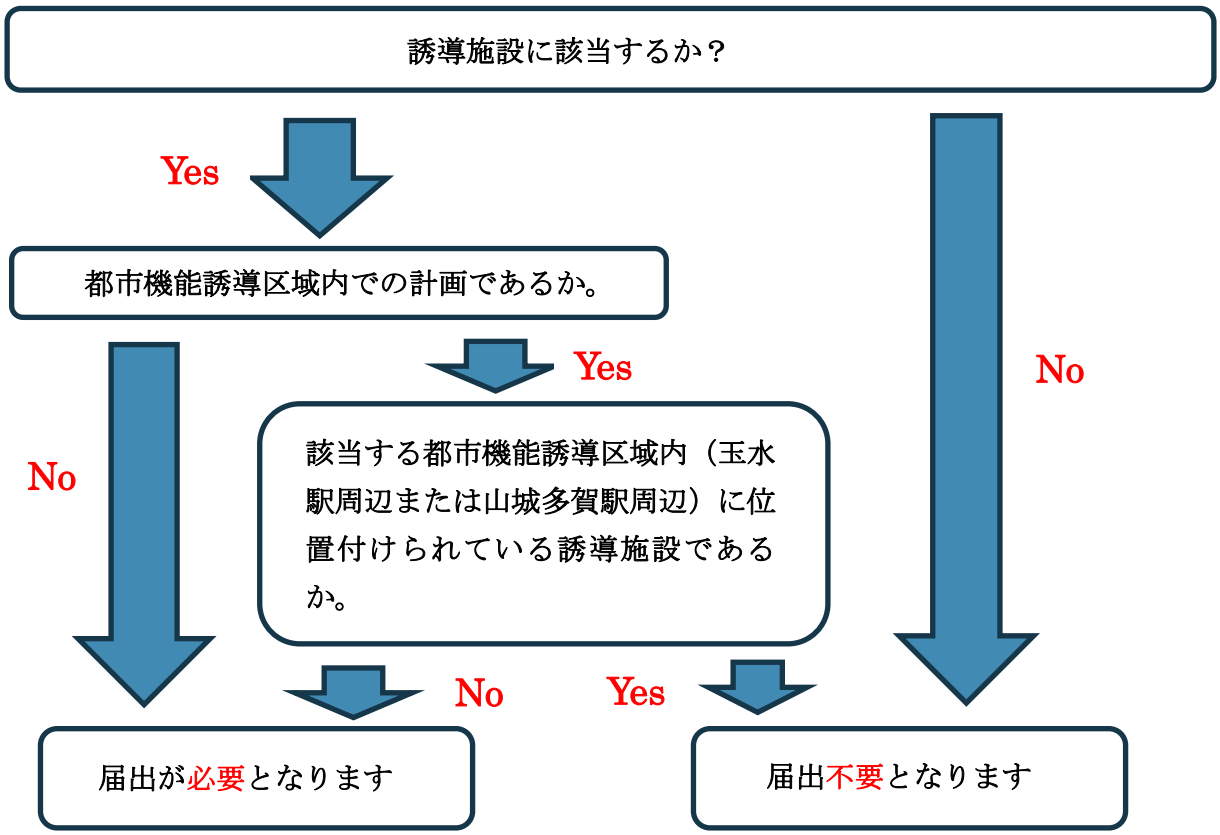
対象となる範囲	対象となる行為
居住誘導区域外 （居住環境保全区域も対象に含む）	【開発行為】 ➢ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ➢ 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000㎡以上のもの 【建築行為等】 ➢ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合 ➢ 建築物を改築し、または建物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合
都市機能誘導区域外	【開発行為】 ➢ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為 【開発行為以外】 ➢ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ➢ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ➢ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
都市機能誘導区域内	【休止・廃止】 ➢ 誘導施設を休止、または廃止しようとする場合

２．届出の要否フロー

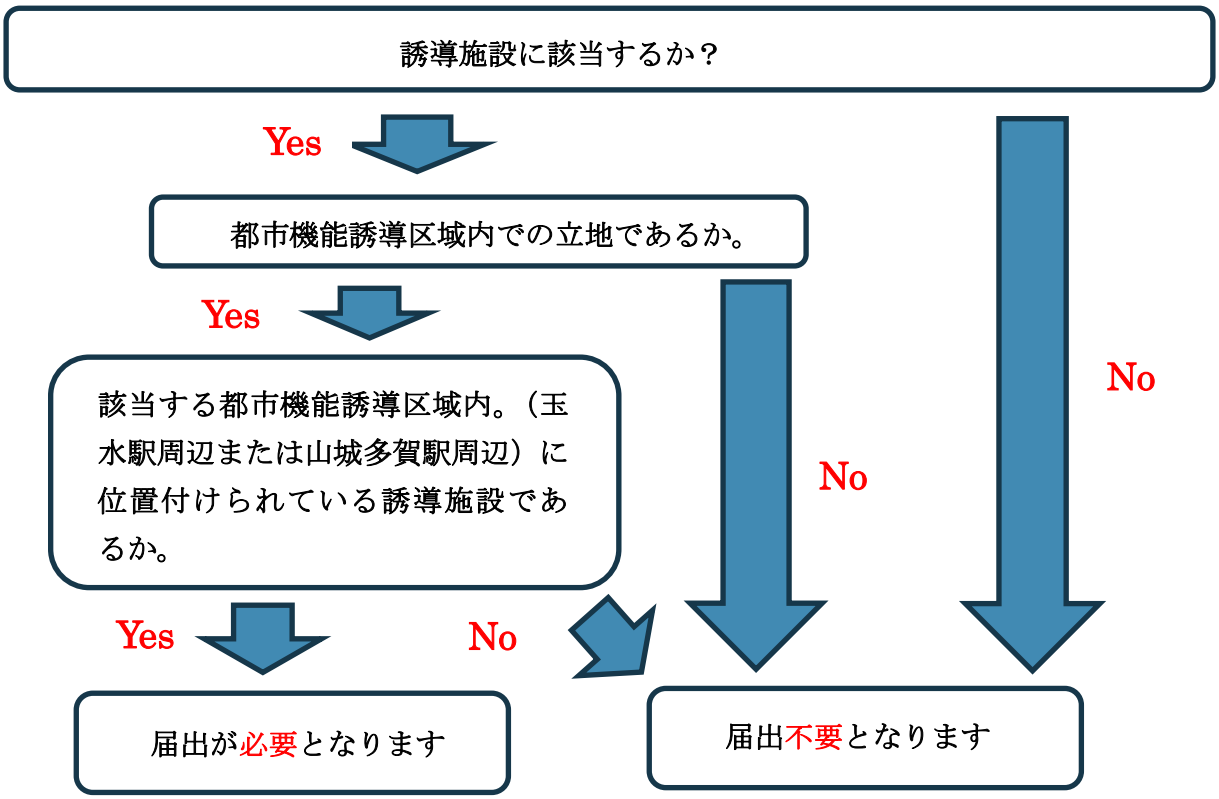
①住宅の開発行為及び建築行為の届出



②誘導施設の開発行為及び建築行為の届出



③誘導施設に係る休止・廃止の届出

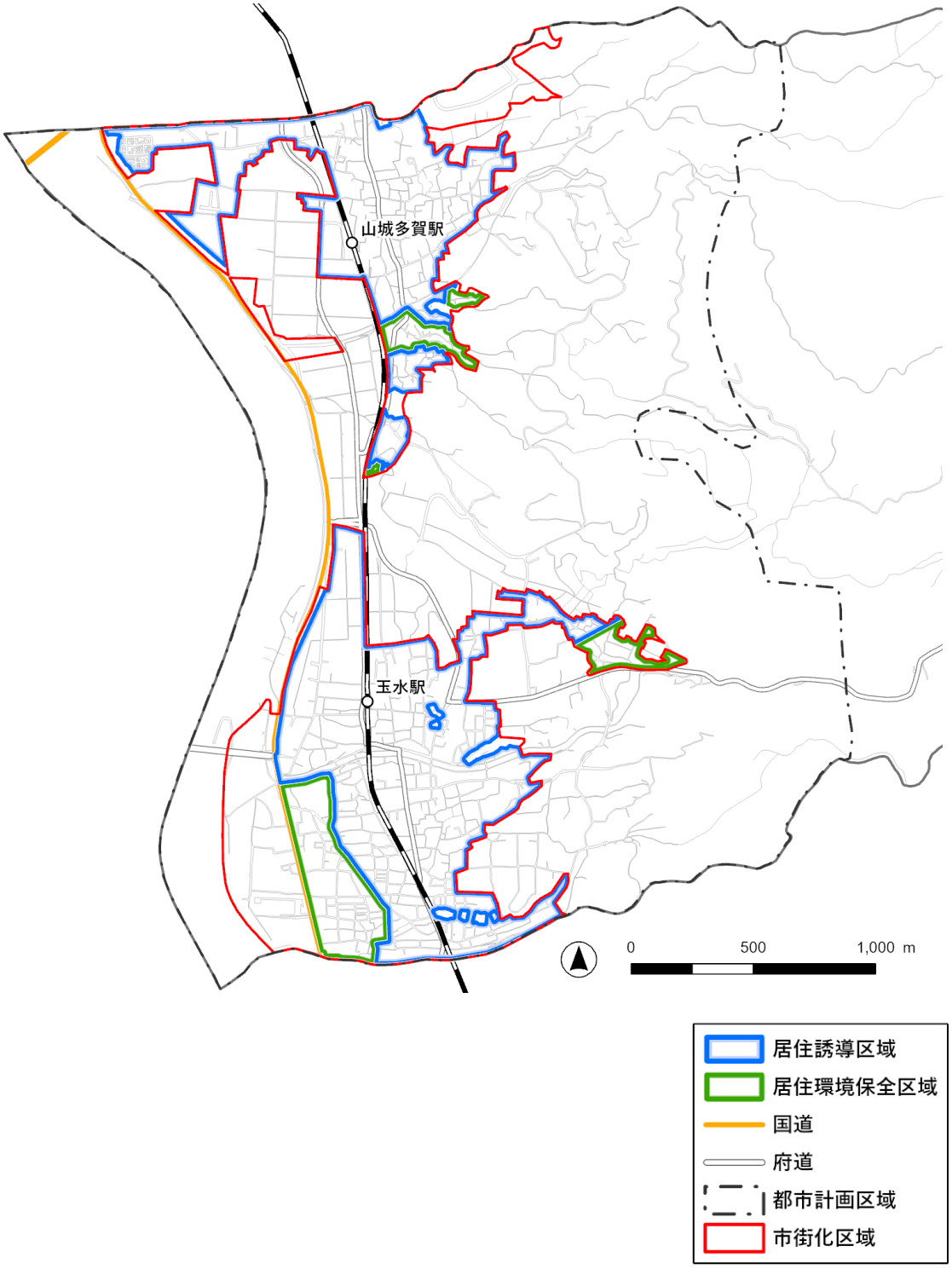


３．届出に係る対象区域について

３－１.居住誘導区域

本町で設定する居住誘導区域については下記の図のとおりとなります。

なお、届出の対象区域は、居住誘導区域外（※居住環境保全区域は居住誘導区域外として扱います。）となり、区域の境界等については、計画書（本編）をご確認いただくか、井手町建設課までお問い合わせください。



３－２.都市機能誘導区域

本町で設定する都市機能誘導区域については下記の図のとおりとなります。

なお、届出の対象区域は、都市機能誘導区域外となり、区域の境界等については、計画書（本編）をご確認いただくか、井手町建設課までお問い合わせください。

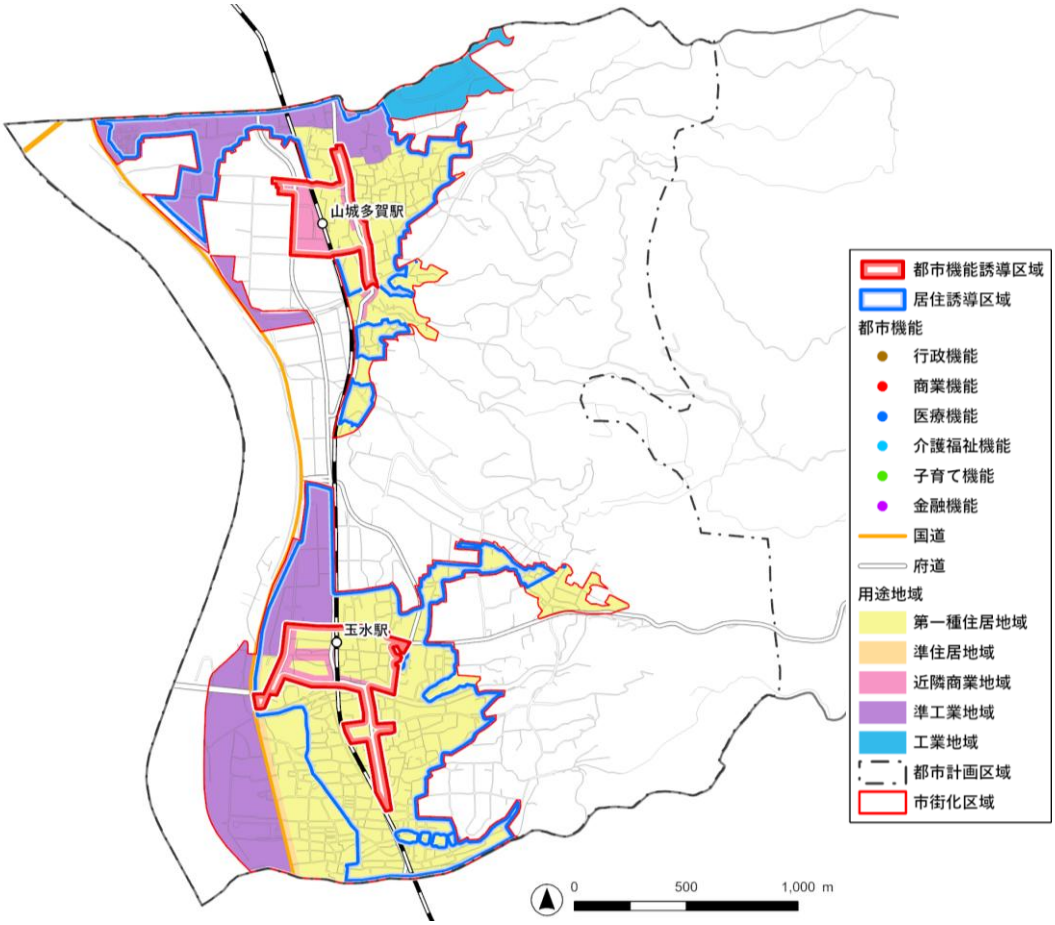


図 都市機能誘導区域

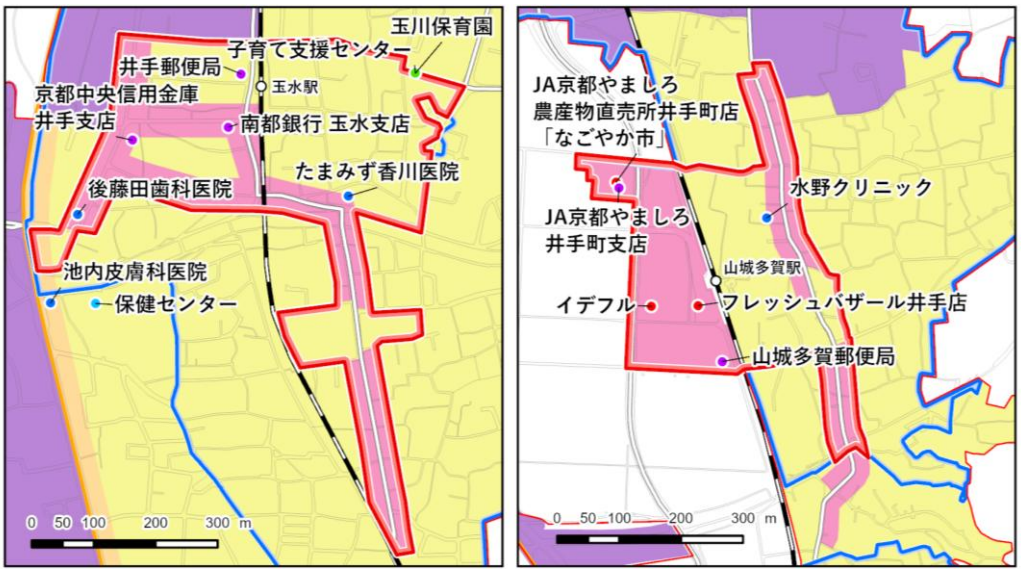


図 都市機能誘導区域の設定（拡大図：井手地域（左）、多賀地域（右））

４.都市機能誘導区域に係る誘導施設について

誘導施設の対象は下記の図のとおりとなります。

なお、都市機能誘導区域内であっても、当該地区の誘導施設として定められていない誘導施設を開発・建築する場合は届出対象となります。

例）多賀地域で児童館を建築…届出対象

井手地域で児童館を建築…届出対象外

機能		井手地域	多賀地域
		玉水駅周辺	山城多賀駅周辺
商業機能	大型小売店舗※1	―	○
	スーパーマーケット※2	○	○
金融機能	郵便局	○	○
	銀行※3	○	○
医療機能	診療所※4	○	○
介護福祉機能	保健センター	○	―
	総合福祉センター	○	―
子育て・教育機能	子育て支援センター	○	―
	保育園	○	○
	児童館	○	―
	小学校	○	○
	中学校	○	―

※1　大型小売店舗：大規模小売店舗立地法第５条の規定による届出対象となる店舗
※2　スーパーマーケット：主に農産物や食料品を販売する小売店舗
※3　銀行法第２条第１項に規定する銀行、信用金庫法第４条に規定する信用金庫、農業協同組合法第 10 条第１項第２号、第３号に規定する事業を行う農業協同組合
※4　診療所：医療法第１条の５第２項に規定する施設

５．届出に係る提出書類（様式及び添付書類）

届出については、下記の区分に従って届出書及び添付書類等を１部ご提出ください。（※受付印を押印した届出書の控えが必要な場合は、副本を提出してください。）

また、一定の行為を行う場合には、着手の 30 日前までに井手町長への届出が必要となります。なお、開発許可申請及び建築確認申請等に係る協議を行うまでに届出してください。

居住誘導区域外における（居住環境保全区域も対象に含む）開発行為	
届出書	・様式第 10 号（変更する場合は、様式第 12 号）
添付書類	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
	・設計図（縮尺 1/100 以上）
	・その他参考となるべき事項を記載した図書

居住誘導区域外における（居住環境保全区域も対象に含む）建築等行為	
届出書	・様式第 11 号（変更する場合は、様式第 12 号）
添付書類	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
	・住宅等の２面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
	・その他参考となるべき事項を記載した図書

都市機能誘導区域外における開発行為	
届出書	・様式第 18 号（変更する場合は、様式第 20 号）
添付書類	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）
	・設計図（縮尺 1/100 以上）
	・その他参考となるべき事項を記載した図書

都市機能誘導区域外における建築等行為	
届出書	・様式第 19 号（変更する場合は、様式第 20 号）
添付書類	・敷地内における施設等の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
	・施設等の２面以上の立面図及び各階平面図（縮尺 1/50 以上）
	・その他参考となるべき事項を記載した図書

都市機能誘導区域内における休止・廃止	
届出書	・様式第 21 号

６．届出を要しない行為

下記に掲げる行為は、届出の必要はありません。

①軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

※政令で定めるものとは以下のとおり

a. 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為

b. 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築

c. 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為

②非常災害のため必要な応急措置として行う行為

③都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

※政令で定めるものとは以下のとおり

都市計画法第４条第６項に規定する都市計画施設を管理することとなる者が当該都市計画施設に関する都市計画に適合して行う行為

④その他市町村の条例で定める行為

７．届出方法

各種届出については、該当する行為の届出書に必要事項を記入し、郵送または井手町建設課の窓口まで直接申請してください。(※郵送にて受付印を押印した届出書の控えが必要な場合は、副本を提出の上、返信用封筒に切手を貼って送付してください。)

（郵送の場合）
〒610－0302
京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月８番地
井手町役場　建設課　宛

なお、届出書については、押印は不要となりますが、第三者に手続きを委任する場合の委任状（任意様式）については、押印が必要です。

８．届出の適用開始日

令和８年（2026）11 月１日より適用開始（なお、令和８年（2026）年 12 月１日以降に着手するものを対象とします。）

９．お問い合わせ先

〒６１０－０３０２
京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月８番地
井手町役場　建設課
電話番号：０７７４－８２－６１６７（直通）
Ｆ　Ａ　Ｘ：０７７４－８２－５０５５
メ　ー　ル：kensetu@town.ide.lg.jp